

子ども政策課

議案第72号

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）の施行による、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法律」といいます。）の一部改正に伴い、港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正します。

1 改正理由

法律の改正により、引用している法律の条項番号が変更されたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

2 改正内容

条例で引用している法律の条項番号を変更します。

3 施行期日

公布の日

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(前略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 認定こども園(認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定を受けたもの又は同条第十項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第四号に掲げる事項</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> | <p>(前略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 認定こども園(認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定を受けたもの又は同条第十項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第四号に掲げる事項</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p> |